



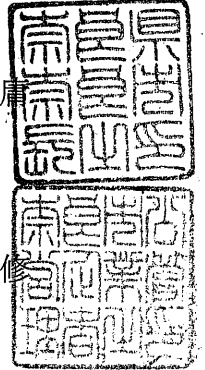
別紙様式第2号（第3関係）

令和3年 3月 1日

奈良市議会議長 三浦教次様

回答者 奈良市長 仲川元

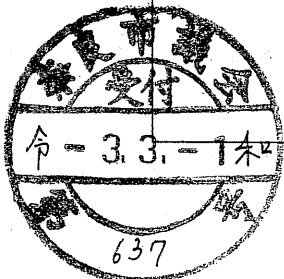
企業局長 池田



### 文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく三橋和史議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	1. 流域下水道維持管理負担金について
回答内容	<p>・「第一浄化センターの維持管理費だけで計算した場合と比較したその超過額（以下「過払額」という。）」について</p> <p><b>【県の考え】</b></p> <p>複数の流域下水道の維持管理負担金を各市町村でどのように負担するかについては、昭和59年の大和川第二処理区、昭和62年の宇陀川処理区、並びに平成3年の吉野川処理区の供用開始時に県と関係市町村で、汚水量に応じて統一単価で負担するということを合意しております。その理由は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・流域下水道は、県営水道の重要な水源である室生ダムの水質保全に貢献することを通じて、県民が広く受益するものであるということ。</li><li>・県内市町村の下水道使用料については、均衡を図ることが望ましいこと。</li></ul>



【本市の考え】

統一単価で汚水量に応じて負担するという上記の県の考え方は、一つの考え方であり、過払いという認識はありません。

また、全国の流域下水道の負担金単価で比較しても、全国平均約62円と奈良県の負担金単価62円は同額であり、奈良市民が負担する流域負担金単価が平均的な金額にあります。

しかしながら、本市としては、監査委員の意見、市議会の意見書を踏まえ、本市の維持管理負担金単価について、単価の引き下げ、単価の算出方法、負担割合の見直しを、下水道法第31の2に基づいて、お願いしております。

過払額という認識はありませんが、平成30年9月定例会市議会の「流域下水道維持管理費等市町村負担金の単価引き下げを求める意見書」による算出方法で算出し、把握した年月日について回答いたします。

質問1

平成31年2月7日

質問2

令和元年11月18日

質問3

令和2年10月28日（決算額）

令和3年2月12日

（県が令和2年度から公営企業会計に移行したため、維持管理費の決算額が2か月分位不足しているため、従前の出納閉鎖期間の一年分相当額）

質問4

本市の決算資料でなく公表していないため、把握し得るに至っていない。

質問5

本市の決算資料でなく公表していないため、把握し得るに至っていない。

(令和元年度11月21日建設企業委員会、大西淳文委員配付資料として提出された。)

質問6

本市の決算資料でなく公表していないため、把握し得るに至っていない。

質問7

算出するには、県の決算額とその数字を案分して県が算出した処理区毎の維持管理費の資料提供が必要であり、県議会の決算認定後、本市に資料提供していただいております。

そのことから、担当課で把握する年月日については、当該年度末以後、及び当該年度の決算の市議会への提出以後になります。

(担当部局：企業局事業部下水道事業課)

受理日	3 年 3 月 / 日
-----	-------------

# 流域下水道の負担金単価

